

# プレジャーボートの放置艇対策に関する 参考事例集 ver.1.0（案）

令和6年3月

国土交通省

水産庁

# ～ 目 次 ～

1. 宮城県（新規の係留保管施設を積極的に整備）
2. 関東地方整備局（相模川における不法係留船対策計画に基づく放置艇対策）
3. 東京都（条例と適正化計画による不法係留船対策の推進）
4. 神奈川県（重点撤去区域の指定等総合的な対策を推進）
5. 新潟県、愛媛県（開発、利用上支障のない施設・水域を積極的に開放）
6. 中部地方整備局、三重県（係留場所の確保増と係留対象船の減を両輪とした対策）
7. 三重県（放置艇撤去に係る市町・漁協と連携した総合的な対策を推進）
8. 四日市港管理組合（条例制定をきっかけに総合的な対策を短期間で実施）
9. 岡山県（対策基本方針を策定し水域等占用許可の促進）
10. 広島県（小型船舶係留泊地の整備と保管場所の義務化を県下一斉に実施）
11. 徳島県（暫定的係留保管場所の確保によって係留能力を向上）
12. 高知県（沈廃船処理の加速化のための「市町村支援制度」の創設・拡充、「漁協と連携した」取り組み）
13. 九州地方整備局（重点的撤去区域を順次拡大し適正な水面環境を確保）
14. 佐賀県唐津市（放置艇の代執行による撤去を推進）
15. 大分県（係留能力の向上・規制措置の強化等総合的な対策を推進）
16. 鹿児島県（対策推進のためのモデル港を設け防波堤を暫定係留施設として活用）
17. 沖縄県（漁港の適正な維持、保全及び運営のための総合的な対策を推進）

【参考】行政代執行と簡易代執行にかかる一連の手続き（例）

# 1. 宮城県(新規の係留保管施設を積極的に整備)

■震災後の暫定係留施設の復旧と新規マリーナ整備、プレジャーボートスポットの復旧により収容力を回復

- 震災前より仙台塩釜港(塩釜地区)をはじめ「**放置等禁止区域**」を設定(平成20年4月、港湾法第37条の3の規定に基づく措置)。
- 震災によって係留施設が壊滅したが、その後、各所の**暫定係留施設の復旧、新規のマリーナの整備、及びPBSを復旧整備し、収容力を回復・拡大**。
- 放置等禁止区域内に放置されている船舶の所有者に対して、船舶を除去するよう周知(港湾法第56条の4第1項に基づく措置)。その後、簡易代執行(2隻)を実施。

## 取組の効果(放置艇数の変化)

	総隻数	放置艇数	放置艇率
平成30年度	854	517	60.5%
令和4年度	745	126	16.9%
増減	-109	-391	-43.6%

※港湾区域の隻数

## 取組のポイント

- ① **規制措置**(放置等禁止区域設定)と併せ、施設整備による**収容力向上**を図る。
- ② ①と同時に**放置船舶除去の監督処分**を実施し、**対策の効果を拡大**。

## 今後の取組にあたっての課題

- ◆ 対策は概ね実施済み、**PBSにも未だ空きあり、今後の対応はこれから検討**。
- ◆ 残り100隻強の放置艇は**分散して存在**、塩釜地区のほか**地方港に多く、個別に対応が必要**。

## 具体的な取組

### ①暫定係留施設の復旧

⇒仙台塩釜港内(塩釜地区)の5か所、200隻強、七ヶ浜町

### ②新規マリーナの整備

⇒石巻市南浜マリーナ(令和3年8月開業)

- ・陸上保管隻数:130隻
- ・水面係留隻数:7m級24隻、10m級6隻
- ・石巻市南浜マリーナ条例制定
- ・指定管理者制度導入

### ③PBSの復旧整備

⇒中の島PBS(令和元年4月、塩釜市)

- ・167区画、水面係留(船揚場なし)
- ・使用料1区画5,810円/月

⇒笠神PBS(令和2年12月、多賀城市)

- ・50区画、水面係留(船揚場なし)
- ・使用料1区画5,810円/月

### ④簡易代執行の実施(2隻)



## 2. 関東地方整備局(相模川における不法係留船対策計画に基づく放置艇対策)

### ■ 不法係留船対策計画に基づく放置艇対策

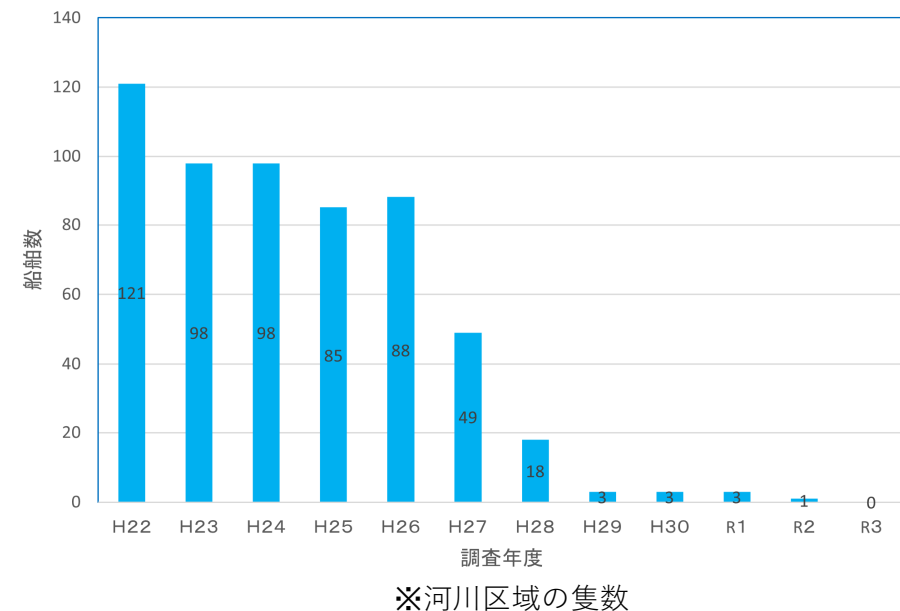
- 神奈川県の相模川下流部(関東地方整備局管理)及び支川の小出川(神奈川県管理)には平成22年に100隻を超える不法係留船が存在。
- 平成23年11月、関東地方整備局及び神奈川県では、良好な水面、水際利用の実現を図ることを目的として、学識経験者、茅ヶ崎市、平塚市、警察、漁業関係者や水面利用に係る各種団体とともに「**相模川・小出川水面等利用者協議会**」を設立。
- 平成26年10月、関東地方整備局、神奈川県が同日付で相模川及び小出川を河川法施行令第16条の4に基づく**船舶の放置等を禁止する河川に指定**。
- 平成28年4月、「**相模川・小出川不法係留船対策にかか**る計画」を策定し、強制的な撤去措置を執る必要があると認められる区間を「**重点的撤去区域**」に指定。

#### 【相模川・小出川不法係留船対策の重点的撤去区域】



協議会設立時の不法係留船状況(H23)

#### 取組の効果(放置艇数の推移)



## 2. 関東地方整備局(相模川における不法係留船対策計画に基づく放置艇対策)

### ■ 不法係留船対策計画に基づく行政代執行の実施

#### 具体的な取組

- 平成28年11月、相模川下流部において関東地方整備局が所有者不明の係留施設に対して**簡易代執行**を実施。(係留施設5基)
- 平成28年12月、小出川において神奈川県が不法係留船舶等に対して**行政代執行・簡易代執行**を実施。(対象11隻、実施1隻(自主撤去10隻)、簡易代執行1隻)
- 平成29年11月、12月、相模川下流部において関東地方整備局が不法係留船舶及び係留施設に対して**行政代執行・簡易代執行**を実施。(対象5隻、実施1隻(自主撤去4隻)、係留施設27基)



行政代執行実施場所



行政代執行実施状況



行政代執行実施後の状況

#### 取組のポイント

- ◆ **国と県が連携**して対策に取り組むことにより、両者の管理する本川支川で**一体的に計画的な撤去指導、マリーナ等への移動勧告等**を行うとともに、他の河川への移動・再係留を防ぎ、効率的に不法係留船の解消を行うことができた。

#### 今後の取組にあたっての課題

- ◆ 代執行費用の徴収が難航し、継続して相手方に請求を行っている。

### 3.東京都(条例と適正化計画による不法係留船対策の推進)

#### ■規制の強化及び受皿の確保により適正化を推進

- 船舶の係留保管の秩序を確立し、都内の公共水域における都市景観の回復及び創出を図るとともに、都民の暮らしの安全性の保持、公共水域を利用した経済活動及び公共水域周辺の良い生活環境を確保するため、平成14年に「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」を制定。
- また、「東京都船舶の係留保管適正化計画」を策定し、適正化を計画的に展開。

#### 取組の効果(放置艇数の変化)

	総隻数	放置艇数	放置艇率
平成30年度	1,709	111	6.5%
令和4年度	1,436	57	4.0%
増減	-273	-54	-2.5%

※三水域の隻数

#### 取組のポイント

- ① 所有者等に保管場所の確保を求めるとともに、都が係留保管施設を整備。
- ② 併せて、移動措置等が可能となる適正化区域等を指定することで、適正化と再発防止を図る。

規制強化

適正化区域等の指定

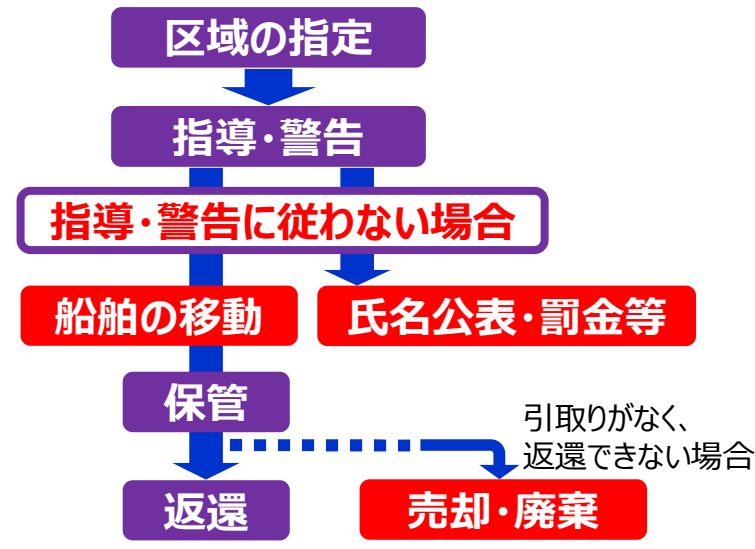
受皿確保

係留保管施設の整備

#### 具体的な取組

##### ◆ 規制強化

指定区域内で船舶を放置し、都の指導・警告に従わない場合、移動措置・氏名公表・罰金等を行う。



#### 今後の取組にあたっての課題

- ◆ 都の不法係留船対策は、プレジャーボートを中心として縮減に一定の成果を上げてきた。
- ◆ 今後も、これまでの取組を継続し、適正化の完了を目指す。また、新たな不法係留船を未然に防止する。

不法係留船を根絶するため、船舶について、保管場所を義務付ける制度が有効と考える

## 4.神奈川県(重点撤去区域の指定等総合的な対策を推進)

### ■プレジャーボート対策要綱の策定やプレジャーボートの保管に関する条例の制定

- 「神奈川県プレジャーボート対策要綱」(平成10年11月施行)を策定し、**重点的撤去区域の指定**や**広報啓発活動**等総合的な対策を実施
- 「神奈川県プレジャーボートの保管に関する条例」(平成13年12月施行)を制定し、**所有者等によるプレジャーボート(PB)の適正な保管を推進**

#### 取組のポイント

- ◆ 「神奈川県プレジャーボート対策要綱」に基づく総合的な対策の実施
- ◆ 「神奈川県プレジャーボートの保管に関する条例」による適正な保管の推進と公共の陸域・水域における秩序維持



不法係留船対策のチラシ



撤去の様子

#### 具体的な取組

##### ①重点的撤去区域の指定

⇒大岡川水系や平作川等の**県内6河川**を対象に、所有者に対し、自ら撤去するよう指導を重ね、撤去命令に応じない場合は**強制撤去を実施**

→平成30年度までにPBは一掃

##### ②広報啓発活動

⇒県ホームページに取組内容を掲載、チラシを作成

##### ③PBの保管場所の確保・届出の義務化

⇒条例を制定し、違反した場合は**5万円以下の過料**

#### 今後の取組に当たっての課題

- ◆ 業務船への対応  
⇒所有者が生計を立てるために使用されており、自主的な退去に向け、中長期の取組が必要
- ◆ 代執行に要した費用の徴収  
⇒所有者の死亡や生活困窮など個々の事情に応じた徴収への取組が必要

## 5.新潟県、愛媛県(開発、利用上支障のない施設・水域を積極的に開放)

### ■ 放置状態のPBの係留スペースを暫定係留施設等に位置づけ、許可制による正規係留を促進

- 既存の係留状態のまま許可を与えることで係留区域を拡大。
- 所有者からの申請を義務付けることによって所有者を特定、リスト化。
- 漁協やプレジャーボート所有者の協力を得ながら対策を推進し、日常的なパトロール・監視の役割も担う。

### 取組の効果(放置艇数の変化)

愛媛県	総隻数	放置艇数	放置艇率
平成30年度	3,972	2,701	68.0%
令和4年度	3,437	1,806	52.5%
増減	-535	-895	-15.5%

新潟県	総隻数	放置艇数	放置艇率
平成30年度	1,574	591	37.5%
令和4年度	1,392	410	29.5%
増減	-182	-181	-8.0%

### 具体的な取組

#### ① 既存水域の開放

⇒ 愛媛県管理港湾を対象に、管理上支障のない無許可艇に対し係留のための申請手続きを条件に、暫定的に施設や水域の占有許可または使用許可を発出。

- ・自ら係留環等を設置する所有者には水域を含め占有許可
- ・県が係留環や浮棧橋を整備している場合は使用許可。

⇒ 直江津港において、港湾法に基づく放置等禁止区域の設定と公共空地の占有許可を導入。

- ・占用料は条例に基づき設定。

### 取組のポイント

- ① PBの移動が伴わないことで、所有者の理解が進む。
- ② 所有者を特定でき、今後の対策強化の足掛かりに。
- ③ 当面は係留料を徴収しないよう措置(愛媛県)。
- ④ 所有者団体が日常的な監視の機能を果たす(新潟県)。

### 今後の取組にあたっての課題

- ◆ 小型船だまり等係留施設を増設させていくことと、暫定的に係留を認めた船舶を正規の係留施設に移動させていく必要がある(愛媛県)。
- ◆ あくまでも暫定的な措置であり、港湾計画が事業化する際は占有を廃止する(新潟県)。

- ・6つのPB所有者任意団体に対し許可を付与、港内全108隻が許可艇に。

#### ② 暫定的な措置の実施

⇒ 船舶の移動は伴わず、現状の係留状態を認める。係留料も一定期間無料に(愛媛県)。

⇒ 港湾計画が事業化する際は撤去するとの条件付きの措置(新潟県)。

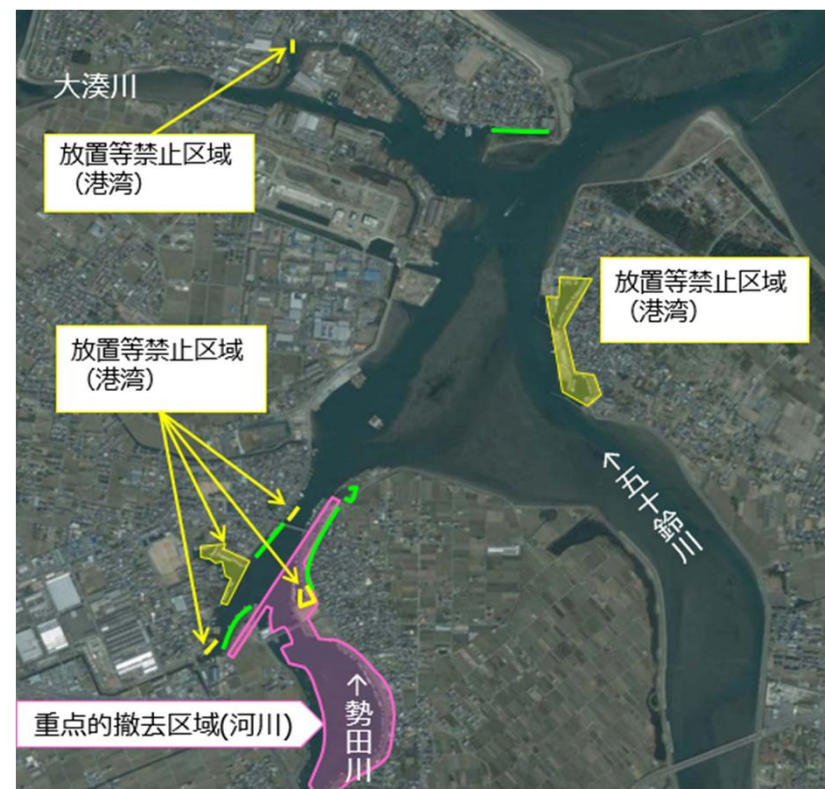
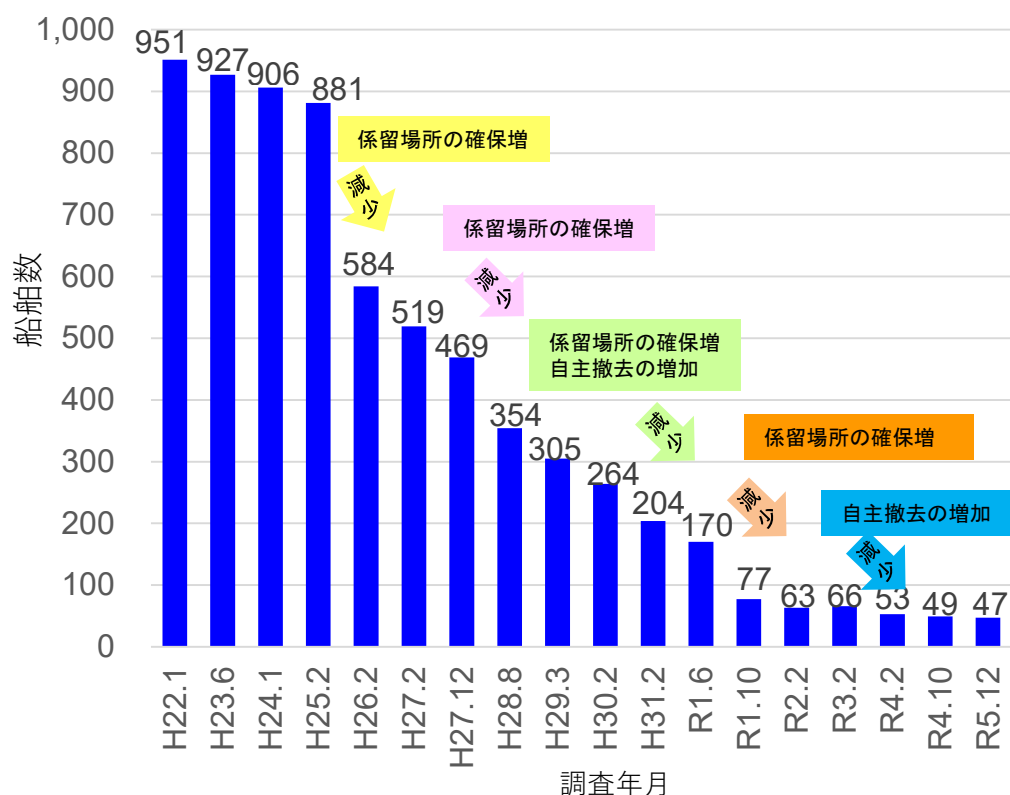


## 6.中部地方整備局、三重県(係留場所の確保増と係留対象船の減を両輪とした対策)

### ■不法係留船対策に関する協議会による放置艇対策

- 三重県の勢田川、五十鈴川及び大湊川と重複する宇治山田港には、長年にわたり多くの船舶が係留されており、平成22年1月の調査では900隻を超える不法係留船が存在。
- 平成21年11月、中部地方整備局、三重県では、安全かつ秩序ある水面利用の維持、促進を図っていくため、伊勢市、地元自治会、警察、漁業関係者等で構成する「**勢田川等水面利用対策協議会**」を設立。
- 平成22年4月(平成23年4月改訂)、同協議会の協議を通じて「勢田川等不法係留船対策」を策定し、強制的な撤去措置をとる必要があると認められる範囲として河川では「**重点的撤去区域**」を指定、港湾では平成29年以降順次「**放置等禁止区域**」を指定。

### 取組の効果(不法係留船の推移)



凡例  
■ 重点的撤去区域に指定済  
■ 放置等禁止区域に指定済  
■ 放置等禁止区域に指定予定

## 6.中部地方整備局、三重県(係留場所の確保増と係留対象船の減を両輪とした対策)

### ■係留場所の確保増と係留対象船の減

- 協議会では「**I 係留場所の確保増**」と「**II 係留対象船の減**」を両輪とした対策を促進することとし、治水上支障のない既存施設を活用すべく公募により決定した係留施設や民間マリーナに対し、河川法・港湾法に基づく占用許可を与えることで、係留場所を確保するとともに、不法係留船の所有者に対しては、是正指導(周知・警告)を行うことにより船舶の自主撤去を進めている。
- 是正指導に従わず自主撤去されない船舶に対しては、簡易代執行等による強制措置を実施。

#### 具体的な取組 I 係留場所の確保増



#### 具体的な取組 II 係留対象船の減



[所有者判明船舶: 17隻→0隻に]

- R3.3月 警告書(2回) 発出
  - R3.4月~8月 指示書(3回) 発出
  - R3.9月 監督処分命令発出
  - R3.10月 戒告書発出
  - R3.12月 代執行令書発出
- ※自主撤去

【行政代執行を前提とした撤去指導による減】



【所有者不明船の撤去】

#### 今後の取組にあたって

- ◆ 平成22年当時900隻以上あった不法係留船は令和5年時点で47隻に減少。(重点的撤去区域内はゼロに)
- ◆ 引き続き、不法係留船の更なる減少とそのために必要となる係留場所の確保に努めていく。

## 7.三重県(放置艇撤去に係る市町・漁協と連携した総合的な対策を推進)

### ■地域毎の係留ルール の 制定及び放置艇・沈廃船の処理

- 県管理漁港の施設利用に関する事務処理の特例条例により県が船舶に対する移動命令や利用の届出の受理などを関係市町に事務委任しその市町が漁協へ係留・利用状況の取りまとめを委任することで地域ごとに係留ルールを設定。
- 漁船登録が外れた放置艇を所有者負担有の大紀町単独事業費により撤去。(錦漁港)
- 事業を計画した年に係留船舶実態調査を行い、それを基に老朽具合などの危険度等から優先順位を地元漁協役員などからなる廃船処理事業対策委員会が決めて計画的に廃船処理を行っている。
- PBについても、地元漁協が漁業者とも調整のうえ係留証明を発行している。

#### 今後の取組にあたっての課題

- ◆ 地元漁協の統廃合による事務所等の廃止に伴う監視体制の弱体化
- ◆ 撤去・処分費に係る事業費の確保

#### 取組のポイント

- ◆ 県として条例を定めるのではなく地域ごとにルールを設定
- ◆ 市町と漁協が連携して放置艇撤去に取り組む

#### 具体的な取組

##### ①利用届等の事務委任

⇒県が市町に委任し、市町が漁協に取りまとめを委任し、漁港ごと係留する利用区分の場所などを市町と漁協で設定

##### ②単独事業費(減災計画の一環)による放置艇撤去・処分

⇒大紀町錦漁港では平成23年度から令和3年度にかけて94隻の放置艇撤去(所有者が費用を一部負担)

##### ③漁協が主導する放置艇対策の具体的な取り組み

⇒PBについては所有者の漁協への届出制で、漁協は毎年係留証明シールを発行管理し、PB・漁船ともに係留船舶の利用状況などについても把握に努めている。(錦漁港)



係留証明シールが張られたPBの一例

## 8.四日市港管理組合(条例制定をきっかけに総合的な対策を短期間で実施)

### ■「放置等禁止区域」の指定やプレジャーボート条例の制定による対策強化

- 規制措置: 港湾法に基づく放置等禁止区域・禁止物件の指定(令和2年2月)。
- 関係規程: 「四日市港管理組合プレジャーボート等のけい留保管の適正化に関する条例」(以下、PB条例)を施行(令和2年4月)し、PB条例に基づき係留を許可することで、放置艇を減らし、所有者を正しく把握。
- 港内巡視: 令和2年度から専従の巡視員を配置し、日常的なパトロールを実施することで、新規放置艇や沈船等の発生を回避。

### 取組の効果(放置艇数の変化)

	総隻数	放置艇数	放置艇率
平成30年度	312	312	100.0%
令和4年度	211	3	1.4%
増減	-101	-309	-98.8%

※令和6年1月末時点

※港湾区域の隻数

### 取組のポイント

- ① PB条例制定による総合的な対策の実施
- ② 小型船舶用泊地の毎年更新や日常的なパトロールにより係留状況を把握

### 今後の取組にあたっての課題

- ◆ 所有者が死亡し、その家族とのやりとりとなると撤去等の交渉が難航。
- ◆ 放置艇の解消に向け、海保等の関係機関との更なる連携強化。

### 具体的な取組

#### ①放置等禁止区域の指定

⇒ 港湾法第37条に基づく放置等禁止区域の指定

#### ②PB条例の制定

- ・ 四日市港放置艇対策協議会を設置し、方針等を協議
- ・ 既存施設である物揚場や護岸前の水域施設である泊地等を「暫定係留施設」として位置付け活用
- ・ 使用許可(使用許可期間は1年以内)の更新制(毎年度)
- ・ 港湾施設条例に基づく使用料の徴収(5トﾝ年間約2.4万円/年)

#### ③簡易代執行の実施

⇒ 令和4年7月に所有者不明の5隻を対象に実施、移動・保管中

#### ④日常的パトロール実施(平日毎日)

⇒ 係留状況の確認、無許可や沈船の恐れのある船の早期発見

#### ⑤海上保安庁などの関係機関との連携

⇒ 係留状況などの情報共有を図るとともに、海保による指導に協力

## 9. 岡山県(対策基本方針を策定し水域等占用許可の促進)

■依然として高い放置艇数に対し水域等占用許可の促進により放置艇解消を目指す

- 「プレジャーボート対策要綱」(平成3年)制定後30年が経過し、放置艇数3,500隻強あり依然として**放置艇が多い状況**が続く。国が公表した推進計画等を受け、「放置艇対策の基本方針」を策定(令和4年3月)し、今年度よりこれに基づく対策を実施。
- 収容能力向上に対して、新たに**支障がない水域の利活用**による、簡易な係留保管施設の設置や水域等占用許可の促進により**許可艇への転換**を図る。

### 取組の効果(放置艇数の変化)

	総隻数	放置艇数	放置艇率
平成30年度	6,116	3,261	53.3%
令和4年度	6,451	3,554	55.1%
増減	335	293	1.8%

※港湾区域の隻数

### 取組のポイント

- ① 「岡山県プレジャーボート対策推進会議」を設置し、国、県、市のあらゆる水域管理者と海保、警察等が連携
- ② 新たに**支障がない水域**に船舶の係留を認め、収容能力の向上を図る

### 今後の取組にあたっての課題

- ◆ **所有者が不明である船舶が多く**、啓発・広報の実施が困難
- ◆ 禁止区域指定後の放置艇の取締り頻度、内容等の**取締り体制未整備**
- ◆ 対策に携わる**人員、予算の不足**

### 具体的な取組(予定)

- ①**収容能力の向上: 支障がない静穏な水域の利活用**  
⇒船舶の収容隻数を考えると大規模の施設が望ましいが、**時間を要することから簡易型係留施設を整備**  
⇒**水域等占用許可**(団体としての共同利用)の促進  
⇒「放置艇対策地区別実施計画」を策定し、取組を推進
- ②**収容能力の向上: 既存ストックの有効活用**
- ③**規制強化: 放置等禁止区域の指定**  
⇒各水域等管理法令に基づく**放置等禁止区域指定**
- ④**届出の徹底と保管場所確保の義務化**  
⇒登録及び申請制度による**所有者のリスト化**  
全国一律の法制度を国へ要望
- ⑤**廃船処理の促進**  
⇒廃船処理費用の低減仕組構築、**廃物認定手続**等の検討  
全国一律の法制度を国へ要望(廃船デポジット制度)
- ⑥**関係者の連携強化と効果的な啓発・広報**  
⇒適正保管、処分などの**所有者責任の明確化**  
新聞・広報誌への掲載や各種関係事業者等への周知啓発

# 10.広島県(小型船舶係留泊地の整備と保管場所の義務化を県下一斉に実施)

## ■プレジャーボート基本方針に基づき地方部を中心に「小型船舶用泊地」指定による使用許可制導入

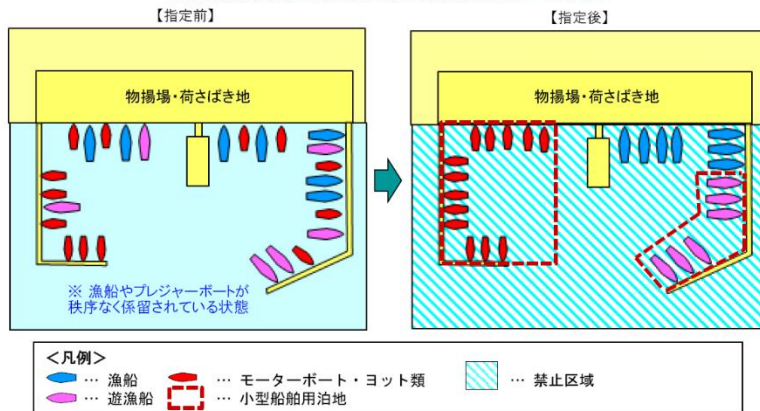
- 平成10年3月「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を制定し、**広島港、福山港でボートパーク整備**を行う一方、地方部に多い**放置艇への対応が課題**。
- 平成30年3月「**放置艇解消のための基本方針**」を策定し、**令和4年度の放置艇ゼロ隻を目指し対策を実施**するも、コロナにより計画が遅れ、令和4年10月に**目標見直し等改定**。
- 全県的に**放置等禁止区域**を指定し、地方部を中心に「**小型船舶用泊地**」の指定による使用許可の制度を導入し、**地方部においても放置艇減少の一定の成果を得た**。

### 取組の効果(放置艇数の変化)

	総隻数	放置艇数	放置艇率
平成30年度	10,283	7,444	72.4%
令和4年度	9,837	5,772	58.7%
増減	-446	<b>-1,672</b>	-13.7%

※港湾区域の隻数

<小型船舶用泊地・禁止区域指定のイメージ図>



小型船舶用泊地の設定イメージ: 県条例により禁止区域の中でも漁業活動等に支障のない水域を「小型船舶用泊地」に指定し、そこでプレジャーボートの適正保管を図る。

### 取組のポイント

- ◆ **既存ストック**(港湾・漁港の水域施設や設置済みの棧橋、係船環等)を**柔軟に活用**し、係留保管施設以外にも**係留可能場所を確保**し、放置艇に係留許可を付与
- ◆ 係留可能場所を確保すると同時に、**放置等禁止区域を指定**し、無許可のプレジャーボート所有者に対する**撤去指導を徹底**

### 具体的な取組

- ①**全県的に放置等禁止区域を指定**  
⇒無許可のプレジャーボート所有者に対する**撤去指導**を徹底
- ②**地方部を中心とした「小型船舶用泊地」の多箇所指定**  
⇒本来の利用に影響を及ぼさない**既存ストックの活用**  
**使用料の徴収**、利用者団体等への**水域占用等**を検討
- ③**計画的な廃船処理**  
⇒所有者不明船への**廃船定義明確化**、**処理手続き迅速化**
- ④**保管場所確保の義務化を実施**  
⇒**県独自の係留保管場所届出の義務化**

# 10.広島県(小型船舶係留泊地の整備と保管場所の義務化を県下一斉に実施)

## ■プレジャーボート基本方針に基づき地方部を中心に「小型船舶用泊地」指定による使用許可制導入

### 「放置艇解消のための基本方針」の改定内容

#### ● 背景

新型コロナウイルス感染症による交渉機会の減少と各地区の困難課題への対応のため、小型船舶用泊地の指定計画に遅れが生じ、令和3年度末の泊地指定数は、全130箇所のうち45箇所(35%)に留まる。

#### ● 改定内容

計画遅れによるスケジュールの見直し。

- ①禁止区域及び泊地指定完了の目標年度を令和6年度末まで2年間延長
- ②放置艇解消目標年度を令和7年度末までに3年間延長
- ③料金徴収開始年度を令和7年度からに2年間延長

	H30.3 策定	R4.10 改定
禁止区域及び泊地指定完了の目標年度	令和4年度末	令和6年度末
放置艇解消の目標年度	令和4年度末	令和7年度末
料金徴収の開始年度	令和5年度から	令和7年度から

### 今後の取組にあたっての課題

#### ①小型船舶用泊地の指定に向けた地元関係者との合意形成

⇒プレジャーボート係留に対する地元関係者の理解が地域ごとに異なる船舶航行への支障等の理由で泊地指定が難航するケースが多い  
既に独自ルールで管理されている地域は、調整が比較的スムーズ

#### ②小型船舶用泊地使用許可申請の督促

⇒地域ごとに説明会を行い、現時点で全対象者のうち4割程度を許可  
今後は、文書等で使用許可申請を督促  
所有者不明船、廃船等も含まれ、撤去指導等を組合せた対応が必要

#### ③使用料徴収に伴う係留環境の向上要望への対応

⇒これまで無料で係留していた所有者にとっては、使用料が高いとの印象  
使用料徴収に伴う係留環境の向上要望への対応が必要

令和4年10

**県管理水域での  
プレジャーボートの  
係留には許可が  
必要になります。**

広島県は、令和7年度末の放置艇解消を目指しており、正規の保管施設に係留していないプレジャーボートは係留許可が必要になります。

- 令和元年9月から順次、県管理の港湾・漁港に「小型船舶用泊地」を指定しています。
- 小型船舶用泊地に泊めるためには、県へ「許可申請」が必要になります。
- 小型船舶登録されている方には、県の建設事務所等から「現地相談会」の開催案内があります。ご参加をお願いします。
- 許可を受けずに泊めている場合は、撤去指導を行います。
- 令和7年4月からは使用料が必要となります。

区分	月単価 (円)
国際線内港湾・産業港湾 (広島港、尾道系港湾、福山港)	320円
地方港湾・漁港	300円

使用料の計算方法は裏面をご覧ください

# 11. 徳島県(暫定的係留保管場所の確保によって係留能力を向上)

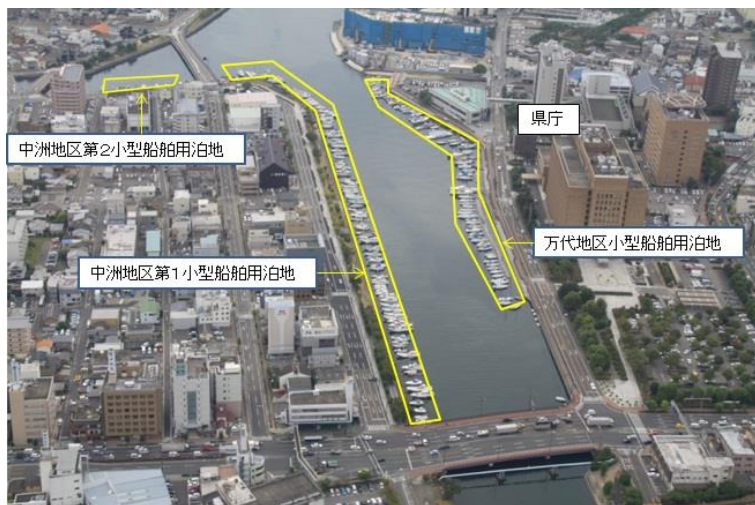
## ■ 暫定的係留保管場所(小型船舶用泊地)の確保と禁止区域指定の停滞

- 「徳島県放置艇削減計画(水域利用の秩序維持及び環境改善のための総合戦略)」を策定(平成27年12月)し、これに基づき**県下全域**で対策を実施。
- **暫定的係留保管場所**として「小型船舶用泊地」を複数箇所指定。**地元の合意形成に不測の時間を要している**地区があるなど、**放置艇が一定数残る**。

### 取組の効果(放置艇数の変化)

	総隻数	放置艇数	放置艇率
平成26年度	1,689	1,364	80.8%
令和4年度	1,427	813	57.0%
増減	-262	-551	-23.8%

※港湾区域の隻数



徳島小松島港万代地区・中洲地区(ケンチョピア)における小型船舶用泊地

### 取組のポイント

- ① 港湾・漁港・河川の**三水域が連携**
- ② これまで行ってきた「係留・保管能力の向上」と「規制措置」の**両輪**とした放置艇対策を**展開**

### 具体的な取組

- ① 「**放置艇対策推進会議**」の設置  
⇒ 国、県の水域管理者が一体となり**県下全域**で対策を実施
- ② **暫定的係留保管場所の確保と放置等禁止区域の指定**  
⇒ 暫定的に**係留保管場所を確保**した水域から**放置等禁止区域指定**し、小型船舶用泊地を県内60カ所、約13.1km整備
- ③ **沈廃船の撤去**  
⇒ **予算を確保**し所有者不明の放置艇沈廃船を撤去

### 今後の取組にあたっての課題

- ◆ 地元の合意形成を図ることに時間を要しており、**係留・保管能力の向上が困難**
- ◆ 放置艇対策を進めていくためには、**地域毎の事情**に合わせた対応を進める必要性



# 12. 高知県(沈廃船処理の加速化のための「市町村支援制度」の創設・拡充)

## 1 市町村管理漁港沈廃船処理推進事業費補助金制度

### 制度創設の背景

- ・東日本大震災の津波により漂流漁船が、漁村家屋や給油施設へ衝突し火災等の二次災害を発生させることが課題として明らかになった。以降、高知県は放置艇等対策を「高知県南海トラフ地震対策行動計画」の「津波による漂流物対策」として、放置艇等対策に取り組んでいます。
- ・一方、市町村管理漁港（当時：沈廃船約370隻）については処理が進んでいなかったため、H28年度から補助制度を創設し、**県全体で放置艇対策に取り組んでいます。**

### 制度創設当初

R28

- 事業主体 市町村
- 補助対象 **所有者不明船を処理する経費**
- 処理方法 簡易代執行又は廃棄物処理
- 対象経費 1隻あたり補助基準額  
陸上10万円 海上80万円
- 補助率 対象経費の1/2以内  
※補助期間 H28年度～R2年度(5年間)

### 取組みの効果と課題

#### 事業実績

▶H28の制度創設以降、R4年度末までに、**80隻を処分**、また1市が台帳を作成。

#### 今後の課題

- ▶市町村管理漁港の多くが**放置等禁止区域を未設定**(61港中3港設定済)であり、当該補助金制度を十分に活用できていない(未設定では廃棄物処分費にしか充当できない)
- ▶**放置禁止区域等の告示を技術的に支援し、「簡易代執行の前提」となる放置禁止区域設置を拡大させ、さらなる津波対策としての効果増に結びつける。**

### 制度改正(拡充後)

R3

- 事業主体 市町村
- 補助対象等
  - ①**所有者不明船を処理する経費【拡充】**  
1隻あたり補助基準額  
**陸上40万円(大型船対応)**、海上80万円
  - ②**沈廃船の調査・台帳作成等の経費【新設】**  
1漁港あたり補助基準額：60万円
- 補助率 補助対象経費の1/2以内  
※補助期間 R3年度～R7年度

市町村名	沈廃船処理実績 (H28～R4年度)				未処理 (R5.3未現在)			処理率
	判明船	不明船		計	判明船	不明船	計	
	自主撤去	自主撤去	廃棄物処理					
1 須崎市	20	43	3	66	63	69	132	33.3%
2 大月町	32	57	22	111	50	45	95	53.9%
3 室戸市	4	6	30	40	31	29	60	40.0%
4 宿毛市		66	12	78	0	48	48	61.9%
5 土佐清水市	2	6	5	13	20	16	36	26.5%
6 香南市	5	5		10	0	20	20	33.3%
7 黒潮町		1	3	4	2	9	11	26.7%
8 安芸市				0	6	4	10	0.0%
9 四万十町				0	7	3	10	0.0%
10 安田町	15	5		20	3	3	6	76.9%
11 芸西村	1		5	6	0	3	3	66.7%
12 中土佐町				0	1	1	2	0.0%
13 高知市		16		16	0	0	0	100.0%
14 四万十市	2			2	0	0	0	100.0%
計	81	205	80	366	183	250	433	45.8%

# 12. 高知県(沈廃船処理の加速化のための「漁協と連携した」取組み)

## 2 沈廃船調査等委託業務 R3、R4年度実施

### 業務内容

- 調査対象：県管理漁港内の放置船、沈廃船
- 委託先：基本的に漁協
- 調査方法等：漁港区域（水域、陸域とも）を現地調査し、台帳作成。
- 船舶番号のある場合、対象の所有者調査実施
- 所有者が判明した場合は、訪問等により啓発と意向調査実施

### 実施目的

行政だけでなく、漁協と連携することで、身近な取組みとしての効果をねらう

- 漁協と取り組むことで、**漁協との課題意識の共有**につなげる。
- 現地に詳しい漁協と調査を実施することから、調査がスムーズに。
- 注意喚起貼紙の添付や訪問を漁協と取り組むことで、**船舶所有者の意識の変化**につなげる。

### 具体的な取組み

#### ○意向調査～所有者の高齢化と経済的な負担増が明らかに～

回答者67人のうち

- (1) 撤去の意思あり：11人 (16%)
- (2) 撤去の意思なし：6人 (9%)
- (3) 金銭的な理由で撤去できない：12人 (18%)
- (4) 支援があれば撤去を検討する：9人 (14%)
- (5) 利用の意思あり：15人 (22%)
- (6) 他人に譲渡済み：8人 (12%)

○住所不明や入院等を除く161人に郵送or面談により調査  
⇒ 67人から回答 (回答率42%)

○回答者の年齢と経済状態  
・60歳以上が40人 (70.2%)、80歳以上が10人 (17.5%)  
※また、相続人からの回答となった人が11人  
・無職(年金生活者含む)が23人(未記入を除くと41%)

#### ○リーフレットを活用した啓発を継続的に実施中！

※漁協や市町村の施設にリーフレットをポスターサイズに拡大して掲示し、地域全体の課題として啓発活動を実施中。



※漁協と連携した取組みを継続し、地域に新たな放置艇をつくらない意識の定着をねらう。

**船の処分は所有者の責任です!**  
適切な方法で船を処分しましょう!

～船の廃棄方法～  
○船の廃棄については、船持ちの責任で適切に行ってください。  
○船主(船主)が船の廃棄を希望する場合は、漁協や市町村の漁業管理課等に相談してください。  
○船舶(船)の廃棄(処分)は、お住まいの市町村の事務所に詳しくお尋ねください。  
(一社)日本マリン事業協会 ☎03-5542-1202へお問い合わせいただけます。

～船の登録抹消～  
小型船舶の場合  
漁船の場合

### 取組みの効果

○漁協と現場で放置状況を確認、所有情報を共有



○漁協と一体となった指導により放置状態解消!



#### ～漁協と連携し、所有者に働きかけることで”自主撤去が大幅増!”～

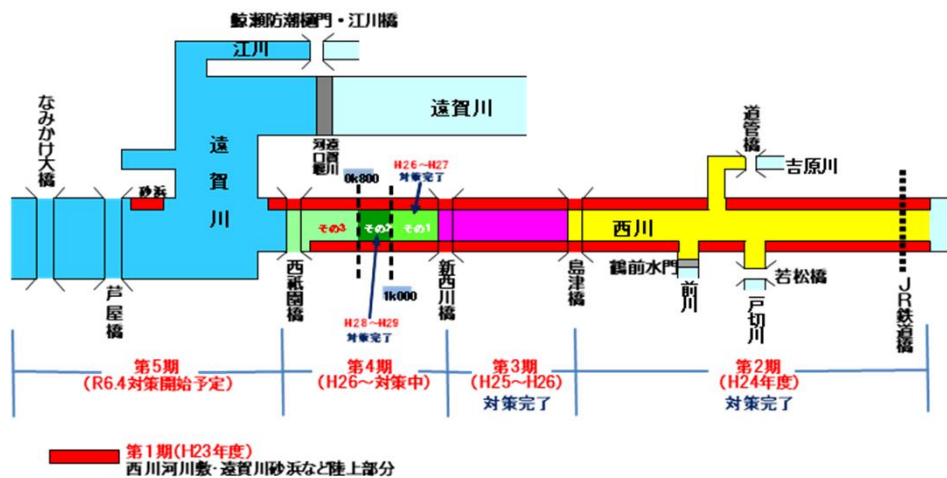
年度	H27以前	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	実績計
処理隻数(計)	292	66	46	22	87	67	162	219	961
簡易代執行	52	0	11	3	4	1	8	25	104
廃棄物処理	59	13	10	0	9	14	29	10	144
自主撤去	181	53	25	19	74	52	125	184	713
新規確認数	43	72	68	4	359	92	181	120	939
未処理隻数	561	567	589	571	843	868	887	788	-

# 13.九州地方整備局(重点的撤去区域を順次拡大し適正な水面環境を確保)

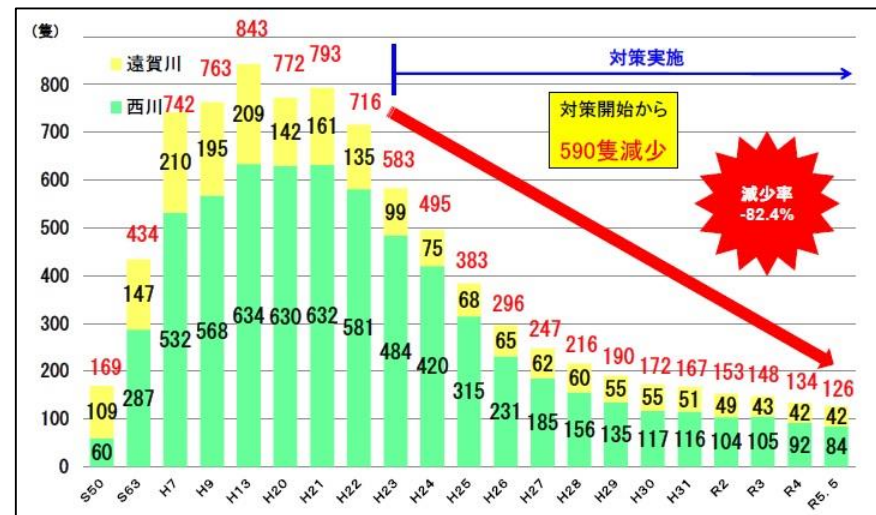
## ■遠賀川における不法係留船対策

- 遠賀川河口部周辺・西川において、バブル期にプレジャーボートの所有が増加した結果、平成13年のピーク時には800隻を超える不法係留船が存在。
- 不法係留船の増加により治水上の問題や環境問題(ゴミ・騒音)が深刻化したため、平成22年9月に学識経験者、関係機関等からなる「遠賀川河口域利用対策協議会」を設置し、平成23年2月に「不法係留船対策に係る計画書」を策定。
- 強制的な撤去手段を執る必要があると認められる区間を「重点的撤去区域(第1期～第5期)」として段階的に設定し、撤去指導や代執行等を実施する対策を進めており、平成23年6月の対策開始から令和5年5月までに590隻の不法係留船が減少した。

### 【重点的撤去区域模式図】



### 取組の効果(放置艇数の変化【国管理区間】)



# 13.九州地方整備局(重点的撤去区域を順次拡大し適正な水面環境を確保)

## 取組のポイント

- 「遠賀川河口域利用対策協議会」を設置し、**学識経験者や地元自治体、警察等と共同**で対策を協議
- **重点的撤去区域の段階的な設定**と不法係留船の収容先となる**新規係留施設の確保**

## 具体的な取組

### ①重点的撤去区域の設定

⇒不法係留船対策に**地域住民や河川利用者の意見**を反映させるため、「遠賀川下流部利用者会議」を開催し、当該会議で出された意見を協議会で報告する仕組みを構築。陸上部分及び上流部から段階的に順次第1期～第5期に分けて**重点的撤去区域を設定**。

### ②長期停滞船に対する重点的な撤去指導

⇒船舶検査がなされておらず航行不能な船舶は、河川管理上支障となる可能性が高い長期停滞船として**重点的に代執行や撤去指導等を実施**。

### ③新規係留施設の確保

⇒撤去指導等による不法係留船対策と並行して新規係留施設の確保に向けて関係機関と連携。現在、残る不法係留船の収容先候補となる**ボートパークが河口付近の県管理港湾(芦屋港)に整備中**。

## 今後の取組にあたっての課題

- ◆ **所有者が不明な船舶**に対する追跡調査。
- ◆ **不法係留解消後の再発防止対策**。

【H26年度簡易代執行】



【R3年度撤去工事】



【現在整備中の新規係留施設】



出典:プレジャーボート係留施設専門分科会の検討結果報告書(令和2年4月)

## 14.佐賀県唐津市(放置艇の代執行による撤去を推進)

### ■係留船舶管理マニュアルの作成及び漁港漁場整備法に基づく簡易代執行を実施

- 令和3年4月に**唐津市係留船舶管理マニュアル**を策定し、市管理漁港における船舶の放置(不法係留)を防止し、みだりに放置(不法係留)された船舶については、**自主的かつ早期の除却等処理を導入した**。また漁港管理者・漁協が**漁港内に係留されている船舶の台帳を作成**することにより、船舶情報の管理や事務手続きを行った。
- 令和4年3月に所有者を把握できなかった唐津市湊浜漁港内の放置艇に対し、**唐津市が簡易代執行**を行い撤去した。

#### 取組のポイント

- ◆ マニュアルに沿った係留船舶情報の徹底管理
- ◆ 所有者不明船に対し簡易代執行による撤去

#### 取組の効果(放置艇数の変化・唐津市湊浜漁港)

	PB係留総隻数	不法係留隻数	不法係留船率
令和元年度	90	52	58.0%
令和4年度	67	0	0.0%
増減	-23	-52	

#### 具体的な取組

##### ①係留船舶管理マニュアルを策定

⇒申請書、漁協の同意書、船舶検査証書、小型船舶免許証の提出により**係留許可申請**することが出来る。

- ・申請承認・使用料の納付の後にステッカーを配布し、ステッカーの番号で船舶を管理する。
- ・**地元漁協へ上記の管理を委託**し、週に一回の定期巡回を行う。巡回の結果は記録し毎月唐津市へ報告を行う。
- ・特別巡回として12月に唐津市で係留船舶台帳及び不法係留台帳と実際に停泊・係留している船舶とを照合を行い、新たに放置艇(不法係留船)を発見した時は適宜指導を行う。
- ・**台帳は毎年度に唐津市で作成**することとし、前年度末時点での台帳を引き継ぐ。

##### ②放置艇所有者に対する是正の通知

⇒所有者が把握できた船舶に対し唐津市からは是正通知を文書・電話により行い、係留許可申請書の提出又は係留許可区域への移動を所有者に要請した。その結果、**令和4年度までに52隻の放置艇が解消された**。

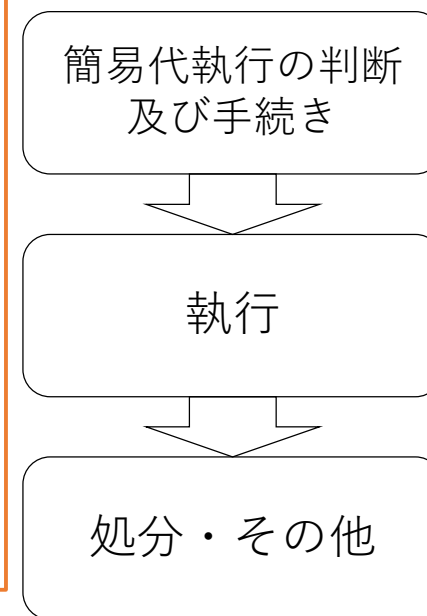
##### ③簡易代執行に係る一連の手続き

⇒**漁港漁場整備法(第39条の2第4項)**に基づき、簡易代執行による撤去を行った。(別記参照)

## 14.佐賀県唐津市(放置艇の代執行による撤去を推進)

### (別記)簡易代執行の承認から執行に至るまでの手順

- ①所有者不明等の判断及び決定（廃棄物としては判断できない旨を記載）
- ②簡易代執行の事務手続きを進める方針の確認（実施伺い）
- ③弁明の機会の付与及びその公示送達にかかる（告示）
- ④監督処分に係る措置（簡易代執行）に関する事前の公告→現地貼り出し
- ⑤監督処分にかかる措置の実施伺い
- ⑥放置艇の陸揚を行う（除却業者の選定・契約）
- ⑦簡易代執行による除却の実行→実施報告
- ⑧除却物件の保管にかかる告示→現地貼り出し
- ⑨物件の所有権帰属の報告→公有財産増減異動通知書の提出
- ⑩除却物件の評価（鑑定・契約・実施）
- ⑪鑑定の結果、無価値（0円）であれば、除却物件の廃棄（業者の選定・契約）
- ⑫価値がある場合、除却物件の売却
- ⑬所有者等が名乗り出た場合は船舶の返還及び保管費用等の請求



簡易代執行による陸揚げの様子

### 今後の取組にあたっての課題

- ◆ 簡易代執行の実施には費用（予算）が必要となる。漁港管理者としては簡易代執行を行う権利を有するが、自治体としては、個人所有物の撤去に対し公費を支出することになり、実施の必要性について説明責任が生じるため、判断は難しい。

# 15.大分県(係留能力の向上・規制措置の強化等総合的な対策を推進)

## ■プレジャーボート条例施行及び港湾管理条例改正による小型船舶係留・保管施設の使用許可制導入

- 平成30年度の実態調査後、「大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例」を施行(平成31年4月)し、これに基づき**三水域連携**して対策を実施。
- 港湾管理条例の改定に基づき、支障のない水域において**小型船舶係留・保管施設の使用許可申請により係留許可**することで、放置艇を減らし、所有者把握を行った。
- **代執行や廃船処理を積極的に実施**し、放置艇残り45隻まで**大幅減少**を実現した。

### 取組の効果(放置艇数の変化)

	総隻数	放置艇数	放置艇率
平成30年度	2,112	1,862	88.2%
令和4年度	1,188	<b>45</b>	3.8%
増減	-924	<b>-1,817</b>	<b>-84.4%</b>

※港湾区域の隻数

### 取組のポイント

- ◆ 河川等の本来禁止される区域から港湾等の係留区域へ誘導
- ◆ 国や市町村も含め**3水域(港湾、漁港、河川)が連携**
- ◆ 特に重点的に取り組む必要がある地域を適正化推進区域に指定(PB条例)しながら、**県内全域で取組を推進**

### 具体的な取組

- ①地区ごとに協議会設置、船舶所有者への説明会開催  
⇒船舶所有者への**意向調査**、不足する係留施設の把握
- ②係留・保管場所の確保と必要な施設整備  
⇒本来の利用に影響を及ぼさない**既存水域の活用**
- ③代執行や廃棄物として処分  
⇒放置艇の**取締強化**として、代執行や廃船処理を積極実施  
**予算を確保**し、令和元年度から令和4年度までに122隻処分

### 今後の取組にあたっての課題

- ◆ 船舶所有者の資金力不足等により**処分できない船舶**の対応
- ◆ 新たな無許可船舶の**未然防止**



廃棄処分の様子や不法係留禁止看板の設置状況(大分県)



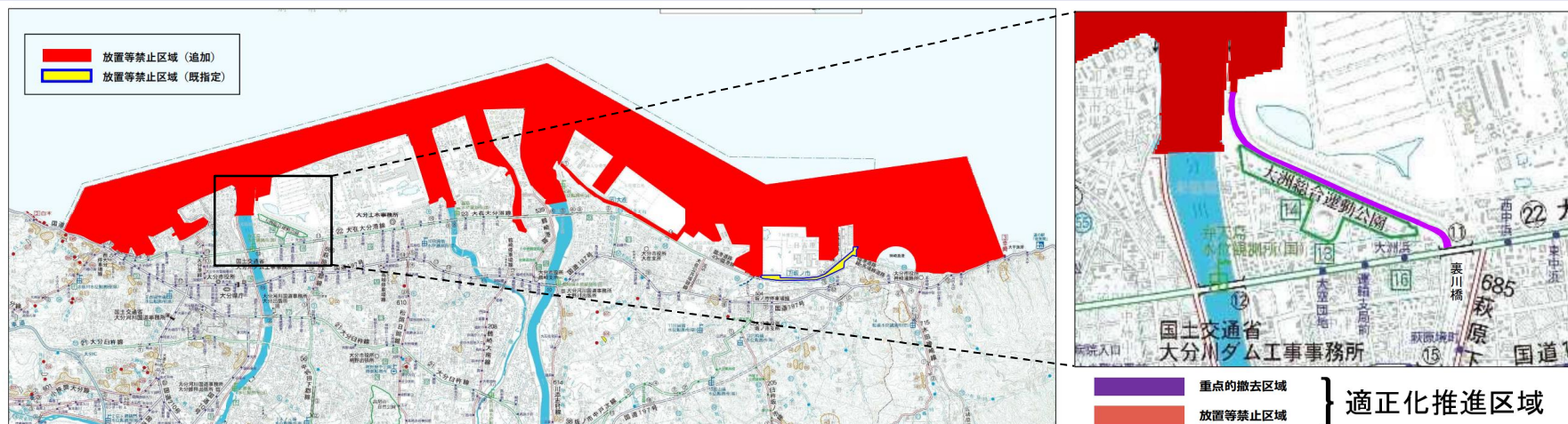
県民の理解・協力を得るための広報放置艇対策啓発のチラシ(大分県)

## 15.大分県(係留能力の向上・規制措置の強化等総合的な対策を推進)

### ■プレジャーボート条例施行及び港湾管理条例改正による小型船舶係留・保管施設の使用許可制導入

#### 三水圏連携による取組の経緯

- 「大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例」(平成31年4月施行)及び「大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例」(令和2年4月施行)を制定。
- 法令に基づき、河川にて「重点的撤去区域」(河川局長通達より)、港湾にて「放置等禁止区域」(港湾法より)、「小型船舶用泊地」(PB条例より)を指定。
- 河川に係留する放置艇を港湾に誘導、港湾の係留場所が不足する地区(佐伯市、大分港西部)は、河川(佐伯市中川、中江川、大分市裏川)に、「暫定係留施設」を設置(河川PB条例)
- 港湾、漁港については、管理条例を改訂し、小型船舶用泊地の指定に合わせて小型船舶係留許可と使用料徴収を令和2年4月以降、順次実施。
- 漁協関係者、海保、自治会、市町村で構成する協議会で取組をオーソライズし、利用者説明会を開催し周知徹底。
- 撤去処分は相当数実施。簡易代執行か廃棄処分かフローに基づいて判断。令和元年度から令和4年度の間で、三水圏合計337隻の所有者不明船を撤去・処分。(うち港湾122隻)



大分港における適正化推進区域(放置等禁止区域【港湾】、重点的撤去区域【河川】)指定状況



# 15.大分県(係留能力の向上・規制措置の強化等総合的な対策を推進)

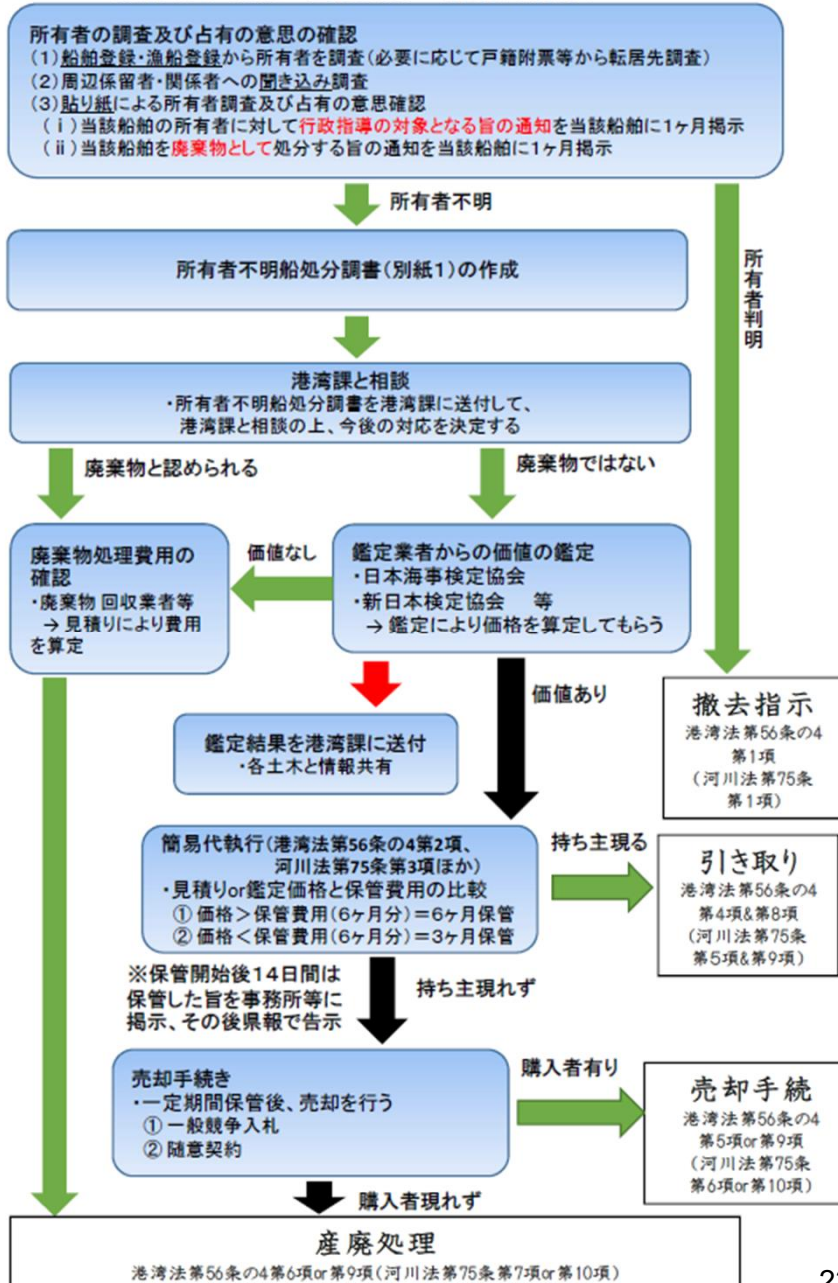
## ■所有者不明船の撤去・処分 (簡易代執行又は廃棄処分)の推進

- 所有者の調査及び占有の意思を確認のうえ**所有者不明船を特定**。
- **廃棄物か否かを判断**し、①廃棄物と認定されれば**産廃処理**。②廃棄物でなければ**価値の鑑定**を行い、価値があれば**簡易代執行の手続**を開始。
- 令和元年からの**5年間で343隻の撤去・処分**を進める。
- 2～4年の**3力年間で集中的に実施**。
- 簡易代執行は1件のみ、残りはすべて**廃棄物としての処分**。

(R5.8.31時点)

	R1	R2	R3	R4	R5	小計
河川	6	18	9	5	0	38
港湾	2	70	28	31	0	131
漁港(県管理)	0	0	144	30	0	174
合計	8	88	181	66	0	343

### 所有者不明船の産廃処分・簡易代執行フロー



# 16. 鹿児島県(対策推進のためのモデル港を設け防波堤を暫定係留施設として活用)

## ■依然として高い放置艇率に対し、モデル港で防波堤を暫定係留施設として活用

- 「放置艇対策事務の手引き」を策定(令和4年3月)し、これに基づき対策を開始。
- 小型船だまり等の整備については、整備手法や管理運営方法、施設使用料など、様々な課題があることなどから、係留施設の整備に着手できず、係留施設に係留できない船舶が多く存在。
- **隼人港をモデル港とし、既存の防波堤を暫定係留施設(指定係留施設と呼称)として活用し、既存の係留施設と合わせて小型船舶への係留許可を実施。効果・課題を検証し、今後県内他水域への展開を目指す。**

### 取組の効果(放置艇数の変化)

	総隻数	放置艇数	放置艇率
平成30年度	2,910	2,283	78.5%
令和4年度	2,600	1,919	73.8%
増減	-310	-364	-4.7%

※港湾区域の隻数

### 取組のポイント

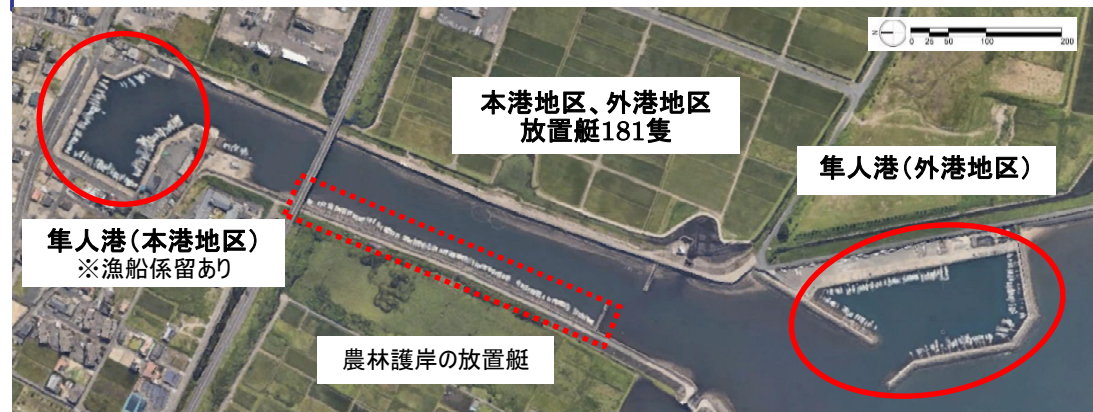
- ① 係留場所を確保するため、暫定係留施設として**既存の防波堤を活用**
- ② 漁船、プレジャーボート等の小型船舶の利用が主であり、**放置艇数も多い隼人港をモデル港に選定**

### 今後の取組にあたっての課題

- ◆ **未申請船舶**、所有者不明船の対応
- ◆ **撤去・処理費用の回収の難しさ**
- ◆ 今後、係留許可により申請、更新対応等の**業務量の増大への対応**

### 具体的な取組(予定)

- ① **モデル港での地元説明会の実施**  
⇒地元漁協との意見交換(3回)、船舶所有者への説明会(2回)
- ② **防波堤を暫定係留施設として活用し、既存の係留施設と合わせて係留許可を実施**  
⇒防波堤を暫定係留施設(指定係留施設)として活用し、既存の係留施設と合わせて小型船舶への係留許可を実施。  
⇒H13.3国土交通省通知に基づく措置(財産処分の上実施)
- ③ **係留不可区域の設定**  
⇒港の利用に支障が生じる場所等を係留不可区域に設定



モデル港となる隼人港(霧島市、地方港湾)の放置艇係留状況

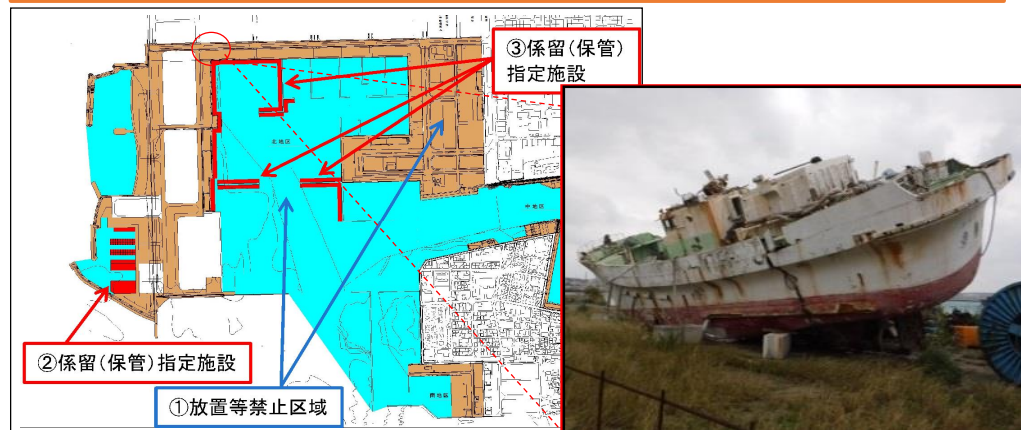
# 17. 沖縄県(漁港の適正な維持、保全及び運営のための総合的な対策を推進)

## ■ 放置艇対策禁止区域の設定及び行政代執行による廃船処理

- 第三種糸満漁港において、平成29年4月より**放置等禁止区域及びプレジャーボート等の係留指定施設を指定**し、施設管理者による係留許可承認を義務付け、違法行為等の罰則等の周知を実施し、利用者に対し適正な漁港利用の周知を図った。
- **漁港機能増進事業の省力化・軽労化・就労環境改善に資する事業**として廃船を処理。
- 令和4年漁港管理者(沖縄県)が**行政代執行による廃船処理を実施**し、漁港の適正な維持保全及び運営を図った。

### 取組のポイント

- ◆ 行政代執行に向けた法手続きに係る弁護士相談
- ◆ 漁港機能増進事業を活用した廃船処理



放置禁止区域・係留指定施設

処理の対象となった廃船

### 今後の取組にあたっての課題

- ◆ 放置艇所有者の死亡等による相続人調査等、放置船処理交渉の難航化。
- ◆ 廃船処理費用の増大

### 具体的な取組

#### ① 放置艇対策禁止区域の設定

⇒ 放置等禁止対象・区域の及び違反行為の罰則を周知を図った。

#### ② 顧問弁護士への相談

⇒ 行政指導や監督処分に従わない悪質な所有に対しては、罰則の適用や行政代執行を見据え、顧問弁護士へ相談し、法手続き等の検討を実施した。

#### ③ 放置艇処理方針協議会の設置

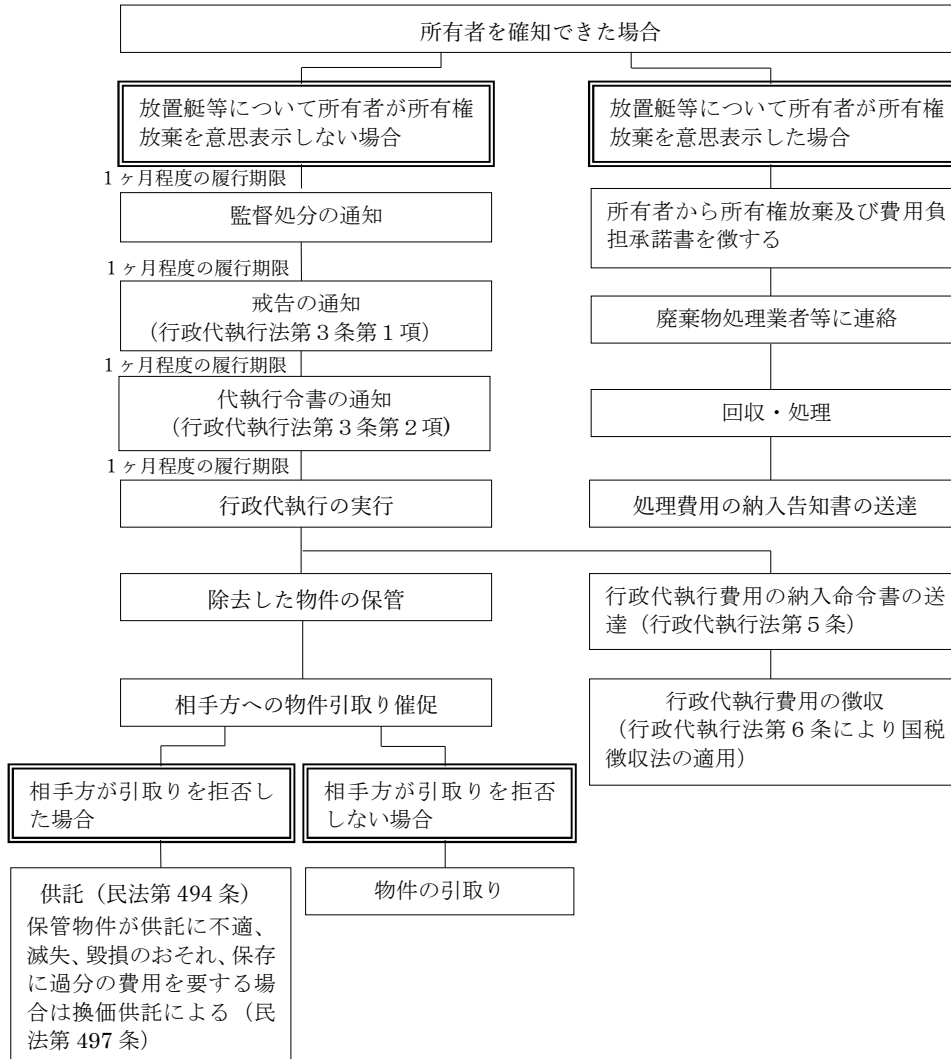
⇒ 糸満市や糸満漁業協同組合等関係機関で構成する「**放置艇処理方針協議会**」で具体的な処理方針について決定。

#### ④ 行政代執行による廃船処理 (漁港機能増進事業)

⇒ 令和4年度に糸満漁港内放置艇1隻を船体劣化による水域汚染の懸念から**行政代執行による処理を敢行**。

# 【参考】行政代執行と簡易代執行にかかると連の手続き(例)

## ■ 監督処分・行政代執行のフロー



## ■ 簡易代執行のフロー

